

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.026

処 分 名	ふじ学園使用料減免の決定
処 分 の 概 要	市長は、条例第9条の規定により費用を負担すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料を減額し、又は免除することができる。
根拠法令等・条項	春日部市立ふじ学園条例（平成17年10月1日条例第93号）第9条 春日部市立ふじ学園条例施行規則（平成17年10月1日規則第27号）第12条第1項1号～3号
審 査 基 準	市長は、特別の理由があるときと認めるときは、使用料を減額し又は免除することができる。 (1) 災害により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成17年10月1日
申請時期	随時
申請方法	春日部市立ふじ学園窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/shougai/kenkou-fukushi/fukushi/shisetsu/shougaisha/fujigakuen/index.html

■春日部市立ふじ学園条例施行規則

(使用料の減免)

第12条 市長は、条例第9条の規定により費用を負担すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害により著しく損害を受けたとき。
- (2) 収入が著しく減少したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、春日部市立ふじ学園使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減額又は免除することが適当であるかどうかを審査し、その適否を決定して春日部市立ふじ学園使用料減免決定・却下通知書(様式第6号)により、申請者にしなければならない。

一部改正〔平成18年規則68号〕